

奈良県告示第三百九十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害警戒区域として平成二十七年三月奈良県告示第四百六十九号（土砂災害警戒区域の指定）で指定した次の区域について、その指定を解除する。

平成二十八年三月二十五日

奈良県知事 荒井正吾

区域の名称	区域	縦覧場所
吉野町河原屋（〇〇二）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場まちづくり振興課
吉野町檜尾（〇〇三）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場まちづくり振興課
吉野町吉野山（〇一九）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場まちづくり振興課
吉野町新子（〇〇二）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場まちづくり振興課
吉野町国栖（〇〇一）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場まちづくり振興課

吉野町三茶屋（〇一七）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場まちづくり振興課
吉野町三津（〇〇七）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場まちづくり振興課
吉野町丹治（〇〇九）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場まちづくり振興課
吉野町小名（〇二〇）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場まちづくり振興課
吉野町檜井（〇〇一）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場まちづくり振興課
吉野町入野（〇〇九）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場まちづくり振興課
吉野町平尾（〇〇二）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場まちづくり振興課
吉野町柳（〇〇三）急傾斜地崩壊警戒区域	次 の 平 面 図 の と お り	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場まちづくり振興課

			くり振興課
吉野町柳（〇〇五）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場まちづくり振興課	
吉野町柳（〇一三）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場まちづくり振興課	
吉野町柳（〇二七）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場まちづくり振興課	
吉野町柳（〇四三）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場まちづくり振興課	
吉野町柳（〇四八）急傾斜地崩壊警戒区域	次の平面図のとおり	奈良県吉野土木事務所及び吉野町役場まちづくり振興課	

「次の平面図」は省略し、その図面を奈良県県土マネジメント部砂防・災害対策課及び表の縦覧場所に備え置いて一般の縦覧に供する。